第5章 計画の推進

1. 協働による計画の推進

地域福祉活動の主役は地域に生活している住民自身です。住みなれた地域で支え合い、 助け合える地域社会を実現するためには、行政や社会福祉協議会の取り組みだけでなく、 地域住民の主体的な取り組みが不可欠です。

また、地域の多様なニーズに対応していくためには、地域において活動するボランティア、関係機関・団体、福祉サービス事業者も地域福祉の重要な担い手となります。

計画の推進にあたっても、地域福祉を担う主体がお互いに連携をとり、それぞれの役割を果たしながら、協働して計画を推進していくことが大切です。

2. 計画の周知・啓発

この計画は、町や社会福祉協議会だけでなく、地域に関わる全ての人が主体となって推進していく計画です。このため、計画の理念や目標をはじめ、住民自身・地域・社会福祉協議会・町の取り組み指針を周知して計画を推進します。広報紙やホームページ等を通じて計画の周知・啓発を行い、地域福祉の推進に向けた意識の高揚を図ります。

3. 計画の進捗管理

この計画の進捗管理については、伯耆町地域福祉計画等推進委員会において、計画の実施状況の点検・評価を行い、その結果を公表するなど、計画的な進行管理と改善を行っていきます。

また、庁内や関係機関との推進・連絡調整会議を必要に応じて開催し、地域福祉推進に向けて、定期的に情報交換を行うこととします。